

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書	
【提出先】	近畿財務局長	
【提出日】	2026年5月18日	
【会社名】	マルシェ株式会社	
【英訳名】	MARCHE CORPORATION	
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 加藤洋嗣	
【本店の所在の場所】	大阪市阿倍野区阪南町2丁目20番14号	
【電話番号】	06-6624-8100(代表)	
【事務連絡者氏名】	管理部長 上田慶太	
【最寄りの連絡場所】	大阪市阿倍野区阪南町2丁目20番14号	
【電話番号】	06-6624-8100(代表)	
【事務連絡者氏名】	管理部長 上田慶太	
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式	
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当	996,000,000円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません	
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)	

## 第一部 【証券情報】

### 第1 【募集要項】

#### 1 【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	6,000,000株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準的な株式であります。なお、単元株式数は100株であります。

(注) 1 本有価証券届出書による当社普通株式に係る募集については、2026年5月18日(月)開催の取締役会において発行を決議しておりますが、その発行については、2026年6月27日(土)開催予定の当社定時株主総会において、本新株発行による大規模な希薄化の議案が承認される事等が条件となります。

#### 2 振替機関の名称及び住所

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号

3 当社は普通株式以外に、A種種類株式を発行しております。A種種類株式の内容は以下の通りであります。なお、A種種類株式における単元株式数は1株であります。

#### 1. 優先配当

(1) 当社は、剰余金の配当を行うとき（配当財産の種類を問わない。）は、当該配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたA種種類株式を有する株主（以下「A種種類株主」という。）又はA種種類株式の登録株式質権者（以下「A種種類登録株式質権者」という。）に対し、同日の最終の株主名簿に記載又は記録された普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）又は普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、A種種類株式1株につき、A種種類株式の1株あたりの払込金額1,000,000円（以下「A種配当基準額」という。）に対し、A種優先配当年率を8%として、当該基準日が属する事業年度の初日（同日を含む。）から当該配当の基準日（同日を含む。）までの期間につき月割計算（但し、1か月未満の期間については年365日の日割計算）により算出される額の配当をする（以下「A種優先配当」という。）。但し、既に当該事業年度に属する日を基準日とするA種優先配当を行ったときは、かかる配当済みのA種優先配当の累積額を控除した額をA種優先配当として支払う。

#### (2) 累積

A種種類株式の発行された事業年度以降のある事業年度におけるA種種類株式1株あたりの剰余金の配当の額がA種優先配当基準額にA種優先配当率8%を乗じた額（以下「A種優先配当金」という。）に達しないときは、A種種類株式1株あたりの不足額（以下「A種累積未払配当金」という。）は翌事業年度の初日（同日を含む。）以降、実際に支払われた日（同日を含む。）まで、年率8%で1年毎の複利計算により累積する。当社は、A種累積未払配当金がある場合に剰余金の配当を行うとき（配当財産の種類を問わない。）は、A種種類株主又はA種種類登録株式質権者に対し、第(1)号に基づくA種種類株主又はA種種類登録株式質権者に対する剰余金の配当及び普通株主又は普通登録株式質権者に対する剰余金の配当に先立ち、A種種類株式1株につき、A種累積未払配当金を剰余金の配当として支払う。

#### (3) 非参加

当社は、A種種類株主又はA種種類登録株式質権者に対し、第(1)号及び第(2)号に基づく剰余金の配当以外に剰余金の配当を行わない。

#### (4) A種配当基準額の調整

A種配当基準額は、次に定めるところに従い調整する。

A種種類株式の株式分割又は株式併合が行われたときは、A種配当基準額は、次のとおり調整する。なお、次の算式中の「分割・併合の比率」とは、株式分割又は株式併合後のA種種類株式の発行済株式総数を株式分割又は株式併合前のA種種類株式の発行済株式総数で除した数をいう。

$$\text{調整後 A種配当基準額} = \text{調整前 A種配当基準額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

A種種類株主に割当てを受ける権利を与えて株式の発行又は処分(株式無償割当てを含む。)を行ったときは、A種配当基準額は、次のとおり調整する。なお、次の算式中の「既発行A種種類株式の数」とは、当該発行又は処分の時点におけるA種種類株式の発行済株式総数から当社が保有する自己株式(A種種類株式に限る。)の数を控除した数とし、自己株式を処分する場合には、次の算式中の「新発行A種種類株式」は、「処分する自己株式(A種種類株式に限る。)」と読み替えるものとする。

$$\text{調整後A種配当基準額} = \frac{\text{既発行A種種類株式の数} \times \text{調整前A種配当基準額} + \text{新発行A種種類株式の数} \times \text{新発行A種種類株式の1株あたりの払込金額}}{\text{既発行A種種類株式の数} + \text{新発行A種種類株式の数}}$$

及び に基づく調整後A種配当基準額の算出において発生する1円未満の端数は、四捨五入するものとする。

## 2. 残余財産の分配

- (1) 当社は、残余財産の分配をするときは、A種種類株主又はA種種類登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、A種種類株式1株につき、次の 乃至 を合計した額(以下「A種残余財産分配額」という。)を残余財産の分配として支払う。

A種配当基準額(1円未満の端数は、四捨五入するものとする。)

A種累積未払配当金

残余財産の分配が行われる日(以下「分配日」という。)において、分配日の属する事業年度の初日(同日を含む。)から分配日(同日を含む。)までの日数にA種優先配当額(A種配当基準額に8%を乗じて得られる額をいう。)の額を乗じた金額を365で除して得られる額(1円未満の端数は、四捨五入するものとする。)をいう。但し、分配日の属する事業年度において、既に当該事業年度に属する日を基準日とするA種優先配当を行ったときは、その額を控除した額とする。

- (2) 非参加

当社は、A種種類株主又はA種種類登録株式質権者に対して、A種残余財産分配額を超えて残余財産の分配を行わない。

## 3. 議決権

A種種類株主は、法令に別段の定めのある場合を除き、全ての株主を構成員とする株主総会において議決権を有しないものとし、A種種類株主を構成員とする種類株主総会において、A種種類株式1株につき1個の議決権を有する。

## 4. 金銭を対価とする取得請求権(償還請求権)

- (1) A種種類株主は、いつでも、当社に対して金銭の交付と引換えに、その保有するA種種類株式の全部又は一部を取得することを請求することができるものとし(以下「金銭対価取得請求」という。)、当社は、当該A種種類株主又はA種種類登録株式質権者に対し、A種種類株主が取得の請求をしたA種種類株式を取得するのと引換えに、A種種類株式1株につき、下記(2)において定める取得対価に相当する額の金銭を交付するものとする。
- (2) 金銭対価取得請求が行われた場合におけるA種種類株式1株あたりの取得対価は、A種配当基準額に、金銭対価取得請求がなされた日におけるA種種類株式1株あたりのA種累積未払配当金及びA種経過優先配当金相当額(上記2、(1) に準じて算定される。)を加えた金額とする。

## 5. 普通株式を対価とする取得請求権(転換請求権)

A種種類株主は、いつでも、当社に対して当社の普通株式の交付と引換えに、その保有するA種種類株式の全部又は一部を取得することを請求することができるものとし、当社は、当該A種種類株主又はA種種類登録株式質権者に対し、A種種類株主が取得の請求をしたA種種類株式を取得するのと引換えに、下記(1)において定める数の当社の普通株式を交付するものとする。

- (1) A種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の数

- (a) A種種類株式を取得するのと引換えに交付すべき普通株式の数は、次のとおりとする。

$$\text{取得と引換えに交付すべき普通株式の数} = \frac{\text{A種種類株主が取得の請求をしたA種種類株式の払込金額の総額}}{\text{取得価額}}$$

- (b) A種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の数に1株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとし、この場合においては、会社法第167条第3項に定める金銭の交付はしないものとする。

## (2) 取得価額

A種種類株式の取得価額は、2023年7月31日における時価の90%（円単位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。）に相当する金額とする。但し、当該金額が73円を下回る場合には、A種種類株式の取得価額は73円とする。

上記「2023年7月31日における時価」とは、2023年7月31日（当日を含まない。）に先立つ5連続取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の毎日の終値の単純平均値（終値のない日数を除く。円単位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。）に相当する金額とする。

## (3) 取得価額の調整

(a) 以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり取得価額を調整する。

普通株式につき株式分割又は株式無償割当てをする場合、次の算式により取得価額を調整する。なお、株式無償割当ての場合には、以下の算式における「分割前発行済普通株式数」は「株式無償割当て前発行済普通株式数（但し、その時点で当社が保有する普通株式を除く。）」、「分割後発行済普通株式数」は「株式無償割当て後発行済普通株式数（但し、その時点で当社が保有する普通株式を除く。）」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{分割前発行済普通株式数}}{\text{分割後発行済普通株式数}}$$

調整後取得価額は、株式分割又は株式無償割当ての効力が生ずる日をもって、これを適用する。普通株式につき株式併合をする場合、株式併合の効力が生ずる日をもって、次の算式により取得価額を調整する。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$$

時価を下回る金額をもって普通株式を発行又は当社が保有する普通株式を処分する場合（株式無償割当ての場合、当社が株式若しくは新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本において同じ。）の取得と引換えに普通株式を交付する場合、普通株式を目的とする新株予約権の行使による場合又は合併、株式交換、株式交付若しくは会社分割により普通株式を交付する場合を除く。）、次の算式（以下「取得価額調整式」という。）により取得価額を調整する。調整後取得価額は、払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日）の翌日以降、これを適用する。なお、当社が保有する普通株式を処分する場合には、次の算式における「新たに発行する普通株式」は「処分する当社が保有する普通株式」、「当社が保有する株式」は「処分前において当社が保有する普通株式」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\begin{array}{l} \text{(発行済普通株式の数)} \\ - \text{当社が保有する普通株式の数} \end{array} + \frac{\begin{array}{l} \text{新たに発行する} \\ \text{普通株式の数} \end{array} \times \frac{\begin{array}{l} \text{新たに発行する普通} \\ \text{株式の1株あたりの} \\ \text{払込金額} \end{array}}{\text{時価}}}{\begin{array}{l} \text{(発行済普通株式の数 - 当社が保有する普通株式の数)} \\ + \text{新たに発行する普通株式の数} \end{array}}$$

当社に取得をさせることにより又は当社に取得されることにより、時価を下回る価額をもって普通株式の交付を受けることができる株式を発行又は処分する場合（株式無償割当ての場合を含む。）、かかる株式の払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日。以下本において同じ。）（株式無償割当ての場合にはその効力が生じる日）に、発行又は処分される株式の全てが当初の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株あたりの払込金額」としてかかる価額を使用して計算される額を、調整後取得価額とする。調整後取得価額は、払込期日の翌日以降、また株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、これを適用する。

行使することにより又は当社に取得されることにより、普通株式1株あたりの新株予約権の払込金額と新株予約権の行使に際して出資される金銭又は財産の合計額が時価を下回る価額をもって普通株式の交付を受けることができる新株予約権を発行又は処分する場合（新株予約権無償割当ての場合を含む。）、かかる新株予約権の割当日（新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日）に、発行される新株予約権全てが当初の条件で行使され又は取得されて普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株あたりの払込金額」として普通株式1株あたりの新株予約権の払込金額と新株予約権の行使に際して出資される金銭又は財産の普通株式1株あたりの価額の合計額を使用して計算される額を、調整後取得価額とする。調整後取得価額は、かかる新株予約権の割当日の翌日以降、また新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、これを適用する。

- (b) 上記(a)に掲げた事由によるほか、下記及びのいずれかに該当する場合には、当社はA種種類株主及びA種種類登録株式質権者に対して、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整後取得価額、適用の日及びその他必要な事項を通知したうえ、取得価額の調整を適切に行うものとする。  
合併、株式交換、株式交換による他の株式会社の発行済株式の全部の取得、株式移転、株式交付、吸収分割、吸収分割による他の会社とその事業に関して有する権利義務の全部若しくは一部の承継又は新設分割のために取得価額の調整を必要とするとき。  
前のほか、普通株式の発行済株式総数(但し、当社が保有する普通株式の数を除く。)の変更又は変更の可能性を生ずる事由の発生によって取得価額の調整を必要とするとき。
- (c) 取得価額の調整に際して計算が必要な場合は、円単位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。
- (d) 取得価額調整式において使用する普通株式1株あたりの時価は、調整後転換価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる連続する30取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の毎日の終値の単純平均値(終値のない日数を除く。円単位未満小数第1位まで算出し、その小数点以下第1位を切り捨てる。)とする。
- (e) 取得価額の調整に際し計算を行った結果、調整後取得価額と調整前取得価額との差額が1円未満にとどまるときは、取得価額の調整はこれを行わない。
- (4) 取得請求受付場所  
大阪市阿倍野区阪南町二丁目20番14号  
マルシェ株式会社
- (5) 取得請求の効力発生
- (a) 普通株式を対価とする取得請求権を行使しようとする場合、当社が定める様式による行使請求書に、その行使に係るA種種類株式の数並びに当該行使の年月日等を記載してこれに記名捺印した上、これを上記(4)に定める取得請求受付場所に提出しなければならない。
- (b) 普通株式を対価とする取得請求権の行使の効力は、行使に必要な書類の全部が上記(4)に定める取得請求受付場所に到達した日に発生する。

#### 6. 普通株式の交付方法

当社は、普通株式を対価とする取得請求権の行使の効力発生後において、当該行使に係るA種種類株主が指定する振替機関又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより普通株式を交付する。

#### 7. 金銭を対価とする取得条項(強制償還)

- (1) 当社は、いつでも、取締役会が別に定める日の到来をもって、A種種類株式の全部を取得することができるものとし、当社は、A種種類株式を取得するのと引換えに、当該A種種類株主又はA種種類登録株式質権者に対し、A種種類株式1株につき、下記(2)において定める取得対価に相当する額の金銭を交付するものとする。この場合、当社は、当該取締役会の開催日の30日前までに、A種種類株主又はA種種類登録株式質権者に対して、A種種類株式の取得を予定している旨及び取得を予定しているA種種類株式の数を通知する。
- (2) 金銭を対価とする取得条項が行使された場合におけるA種種類株式1株あたりの取得対価は、A種配当基準額に、金銭を対価とする取得条項が行使された日におけるA種種類株式1株あたりのA種累積未払配当金及びA種経過優先配当金相当額(上記2、(1)に準じて算定される。)を加えた金額とする。

#### 8. 株式の併合又は分割等

当社は、株式の併合若しくは分割をするとき、株主に募集株式若しくは募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えるとき、又は株式無償割当て若しくは新株予約権無償割当てをするときは、A種種類株式につき、普通株式と同時に同一の割合でこれを行う。

#### 9. 種類株主総会の決議

定款において、会社法第322条第2項に関する定めはしておりません。

## 2 【株式募集の方法及び条件】

### (1) 【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当			
その他の者に対する割当	6,000,000株	996,000,000	498,000,000
一般募集			
計(総発行株式)	6,000,000株	996,000,000	498,000,000

(注) 1 第三者割当の方法により発行します。

- 2 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、本第三者割当により増加する資本金の額は498,000,000円、資本準備金の額は498,000,000円となります。なお、本第三者割当にて増額される予定の資本金及び資本準備金について、会社法第447条第1項及び第448条第1項の規定に基づき、2026年6月27日開催の当社株主総会にて、減資を行う決議を予め実施する予定です。当該議題に係る議案が可決された場合には、資本金及び資本準備金の額を、本第三者割当により増加する資本金及び資本準備金の額を減少し、減少する資本金及び資本準備金の全額をその他資本剰余金に振り替えることといたします。その結果、減少後の資本金は100,000,000円、資本準備金は0円となります。

### (2) 【募集の条件】

発行価格(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
166	83.0	100株	2026年6月29日		2026年6月29日

(注) 1 第三者割当増資によるものとし、一般募集は行いません。

- 2 発行価格は会社法上の払込額であり、資本組入額は会社法上の増加する資本金の額であります。
- 3 申込みの方法は、届出書の効力発生後、当社と割当予定先との間で総数引受契約を締結し、払込期日に以下の払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとします。
- 4 払込期日までに、割当予定先との間で総数引受契約を締結しない場合は、当該株式に係る割当は行われないうこととなります。

### (3) 【申込取扱場所】

店名	所在地
マルシェ株式会社 管理部	大阪市阿倍野区阪南町2丁目20番14号

### (4) 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三井住友銀行 天王寺駅前支店	大阪市天王寺区堀越町13番18号

## 3 【株式の引受け】

該当事項はありません。

## 4 【新規発行による手取金の使途】

## (1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
996,000,000	10,000,000	986,000,000

(注) 1 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

2 発行諸費用の概算額の内訳は、登記関連費用、事務手数料、弁護士費用、有価証券届出書等の書類作成費用等であります。

## (2) 【手取金の使途】

当社は、2025年6月に株式会社テンポスホールディングス（以下「テンポス」という）を割当先とする第三者割当増資を実施し、同社の持分法適用会社となりました。当該増資は、コロナ禍以降に毀損した財務基盤の改善及び事業基盤の再構築を主な目的としたものであり、当社はこれにより一定の財務安定性を確保するとともに、テンポスグループとの連携を開始し、事業再生に向けた取り組みを進めてまいりました。その結果、2023年7月31日に発行したA種種類株式により確保した資金を活用し、前期において直営店7店舗の業態変更及び改装並びに直営店5店舗の新規出店を実施いたしました。具体的には、新業態である「ええねん」「尼崎焼そば本舗」及び「ハッケン酒場」を中心に新店を出店しております。これらの施策及びグループ連携の推進により、既存店売上高は前年同期比102.1%、業態変更及び改装を実施した店舗においては前年同期比120.0%前後で推移しており、一定の成果が現れております。しかしながら、FC店舗数の減少や出店計画の遅れ等の構造的課題の解決には至っておらず、事業成長の加速という観点では依然として課題を残しております。尚、過去のエクイティ・ファイナンスの現時点での充当状況は以下の通りです。

（最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況）

第三者割当によるA種種類株式の発行

(1) 払込期日	2023年7月31日
(2) 発行株式数	A種種類株式290株
(3) 発行価額	1株につき1,000,000円
(4) 調達資金の額	290,000,000円
(5) 募集時における発行済株式数	8,550,400株(2023年3月31日時点)
(6) 募集後における発行済株式数	8,550,690株 普通株式8,550,400株、A種種類株式290株
(7) 割当先	近畿中部広域復興支援投資事業有限責任組合
(8) 発行時における当初の資金使途	事業再構築に係る出店(2億55百万円) システム・IT投資(30百万円)
(9) 発行時における支出予定時期	事業再構築に係る出店(2023年8月～2026年3月) システム・IT投資(2025年9月～2026年3月)
(10) 現時点における充当状況	事業再構築に係る出店(2億41百万円) システム・IT投資(27百万円)

## 第三者割当による普通株式の発行

(1) 払込期日	2025年6月16日
(2) 発行株式数	普通株式2,000,000株
(3) 発行価額	1株につき177円
(4) 調達資金の額	354,000,000円
(5) 募集時における発行済株式数	8,550,400株(2025年3月31日時点)
(6) 募集後における発行済株式数	10,550,690株 普通株式10,550,400株、A種種類株式290株
(7) 割当先	株式会社テンポホールディングス
(8) 発行時における当初の資金使途	新規出店費用(2億50百万円) 業態変更費用(70百万円) FC事業立て直し費用(29百万円)
(9) 発行時における支出予定時期	新規出店費用(2025年7月～2028年3月) 業態変更費用(2025年7月～2028年3月) FC事業立て直し費用(2025年7月～2028年3月)
(10)現時点における充当状況	現時点において充当しておりません

上記の通り、前回の第三者割当増資により調達した資金が現時点において未充当である中で、本第三者割当増資を実施することについては、株主の皆様に影響を及ぼし得る事項であると認識しております。まず、前回の第三者割当増資により調達した資金が未充当となっている理由については、当社においては資金調達時期に応じた使用順序に基づき資金管理を行っており、前回第三者割当増資に先立ち実施した優先株式の発行により調達した資金（約2億9千万円）を優先的に充当しているためであります。したがって、前回第三者割当増資により調達した資金は未使用であるものの、これは投資計画の遅延や資金使途の変更によるものではなく、資金の使用順序に基づくものであり、今後の投資において段階的に充当していく予定です。具体的には、2025年6月の第三者割当増資においては、新規出店15店舗を主な目的として約2億50百万円を調達しており、今後、上記出店計画に係る投資へ充当していく予定です。また、業態変更及び改装に係る投資については、今後既存店舗の改装及び業態転換を継続的に進めていく方針であることから、当該資金についても今後これらの投資へ順次充当していく予定です。さらに、FC事業立て直しに係る投資については、テンポグループが有する飲食店ネットワークを活用し、同グループより飲食店オーナーの紹介を受けながらFC加盟開発を進めており、今後のFC加盟開発、営業体制整備及び販促活動等に係る費用として順次充当していく予定です。一方で、当社は現在、株式会社サンライズサービス及びヤマトサカナ株式会社が運営する業態とのコラボレーション業態を含めた新業態展開及び既存店舗改革を進めております。これに伴い、2025年6月の第三者割当増資における出店計画とは別に、新たに新規出店15店舗の投資に加え、既存店舗20店舗の改装・業態転換投資、人材投資及び新業態立ち上げに伴う追加投資が必要となっております。また、近時の建築費、設備費及び人件費等の上昇により、1店舗当たりの投資額も前回資金調達時点と比較して増加しております。そのため、本第三者割当増資においては、新規出店15店舗、既存店舗20店舗の改装・業態転換を主な対象として、6億6百万円の資金調達を行うものです。

当社としては、2025年6月の第三者割当増資により調達した資金についても今後計画に基づき使用していく予定であり、本第三者割当増資は、事業再構築及び成長投資を推進するために必要な追加資金調達であると判断しております。

一方で、当社においては、事業構造の再構築は現在も進行中であり、既存業態の見直しに加え、新たな取り組みとして、以下から の施策を実行することで、新業態展開及び既存店舗改革の実行力が高まるものと考えております。

以上の点を踏まえ、当社としては、前回調達資金は今後の投資に充当予定であること 事業再構築と成長投資を同時に進める必要があること 投資機会に対応するための資金余力の確保が必要であること 本第三者割当増資により事業の実行力が向上することから、本第三者割当増資により一定の希薄化が生じるものの、中長期的には当該希薄化を上回る企業価値の向上が見込まれると判断し、本資金調達を実施することといたしました。

このような状況を踏まえ、当社は、前回増資を「事業基盤の再構築・安定化のための資本政策」と位置付ける一方で、今回の増資は「テンポグループとの連携を一層深化させ、成長戦略を加速させるための資本政策」として実施するものであり、一連の資本政策の中で段階的に実行されるものであると認識しております。前回増資が「守

り（再生・安定化）」を主目的としたものであるのに対し、今回増資は「攻め（成長加速・収益構造転換）」を主目的とするものであります。

しかしながら、当期においては、2026年5月15日に公表いたしましたとおり、営業損失29百万円、経常損失33百万円、当期純損失45百万円を計上し、業績回復は途上にある状況です。その主な要因として、料飲部門における既存店売上高は前年同期比102.1%と堅調に推移したものの、加盟店の退店が当初想定を上回って発生したことにより、ロイヤリティ収入及び食材・酒類販売売上高が減少したことです。また、利益面においては、新規出店を見据えた先行的な人員増強を実施したものの、出店計画が当初想定どおりに進捗しなかったことに加え、発送配達費や手数料等の増加が利益を押し下げる要因となりました。

当社は、これらの状況を単なる一時的な業績の下振れではなく、「FC事業の縮小傾向への対応」及び「成長投資の実行力強化」という構造的な課題として認識しております。既存店売上が堅調である一方で、FC店舗数の減少による収益機会の縮小、並びに出店・投資の実行体制が十分でなかったことが、収益回復の遅れにつながっております。また、当社の重要な収益基盤であるFC事業においては、加盟店オーナーの高齢化や後継者不足を背景として店舗数の減少が継続しており、その再構築は当社の中長期的な企業価値向上における重要課題であります。当社は、本第三者割当増資を通じて、テンポスグループが有する飲食業界における人材ネットワークや独立支援機能等を活用し、後継者不在店舗への人材供給、新規加盟店の開拓、並びにVC契約者の拡大を図ることで、FC事業の再構築及び収益基盤の回復を推進してまいります。このような課題は、当社単独での対応には限界があることから、外部パートナーとの連携による抜本的な解決が必要であると判断いたしました。

当社は、テンポスグループの経営資源を最大限活用することにより、出店戦略の高度化、新業態の創出、EC事業の確立、人材投資の強化及びM&Aの推進等を実現し、中期経営計画の達成確度を高めることができると考えております。特に、同グループが有する物件情報、購買力、商品開発力、EC基盤、人材採用・育成機能等を活用することで、当社単独では実現が困難であった成長戦略の実行が可能になるものと考えております。加えて、FC事業においては、同グループの人材ネットワーク及び独立支援機能を活用することにより、後継者問題の解消及び加盟店数の回復を図ることが可能であると考えております。また、本第三者割当増資は、単に筆頭株主であるテンポスに対して追加出資を求めるものではなく、同社との資本関係を更に強化することにより、同グループの経営資源の活用を前提とした事業運営体制へ移行することを企図するものであります。当社としては、テンポスを単なる出資者ではなく、当社の事業成長を実現するための戦略的パートナーと位置付けております。

一方で、当社の財務状況においては、自己資本比率が依然として十分な水準とは言えず、また昨今の金利上昇環境を踏まえると、有利子負債の増加による資金調達には財務負担の増大につながる可能性があります。そのため、今後の成長投資資金については、財務健全性の維持・強化を図る観点から、資本金による調達が適切であると判断いたしました。さらに、本第三者割当増資は、その規模及び希薄化率の観点から、既存株主の皆様へ一定の影響を及ぼすものであると認識しております。しかしながら、当社が必要とする成長投資資金の規模に照らし、一括して資金調達を行う必要があること、テンポスグループとの資本関係を強化することにより、同グループの経営資源を活用した事業運営体制への転換が可能となること、FC事業の再構築及び新規出店の加速等により収益基盤の拡大が見込まれることから、本第三者割当増資による希薄化は、中長期的には収益力及び企業価値の向上により十分に回収可能であると考えております。加えて、本第三者割当増資により調達した資金を成長投資に充当することで、収益拡大及び自己資本の増強を通じた財務体質の改善が見込まれることから、1株当たり価値の向上に資するものであり、既存株主の利益にも資するものと判断しております。したがって、本第三者割当増資に伴う希薄化の規模は合理的なものであると判断しております。なお、資金調達手段の選択にあたっては、金融機関からの借入、公募増資、株主割当増資等についても検討を行いましたが、借入による調達は財務負担の増大を招くこと、公募増資又は株主割当増資については当社の現状の業績及び株価水準を踏まえると実現可能性及び確実性の観点で課題があること、並びにテンポスグループとの関係強化という本資金調達の目的を達成できないことから、適切ではないと判断いたしました。

以上の理由により、本第三者割当増資は、前回増資により構築した事業基盤を前提として、その効果を最大化し、成長戦略の実行を加速させるための戦略的資本政策として必要不可欠なものであり、当社として最適な資金調達手段であると判断しております。

具体的な資金使途	金額	支出予定時期
新規出店・既存事業のモデル転換費用	606,000,000円	2026年7月～2028年3月
EC事業の確立に要する費用	150,000,000円	2026年7月～2028年3月

成長へ向けた人材採用に要する費用	100,000,000円	2026年7月～2028年3月
小規模のM&Aに要する費用	130,000,000円	2026年7月～2028年3月

(注) 1 調達資金を実際に支出するまでは、銀行口座にて管理いたします。

#### 新規出店・既存事業のモデル転換費用

(充当予定額：606百万円 / 充当予定期間：2026年7月～2028年3月)

当社は、テンポスグループの経営資源を活用し、新規出店の加速及び既存事業の収益力向上に取り組んでまいります。具体的には、同グループが有する物件情報ネットワークや出店ノウハウを活用することで、優良物件の確保及び出店スピードの向上を図るとともに、内外装コストや厨房機器調達コストの最適化を推進してまいります。

新規出店については、株式会社サンライズサービス及びヤマトサカナ株式会社が運営する業態とのコラボ業態等の新業態を中心に、15店舗の出店を計画しており、2026年7月以降順次出店し、2028年3月期までに完了する予定です。また、既存事業においては、食事業への転換を含めた収益性の高いモデルへの転換を進め、20店舗の業態転換を同期間内に段階的に実施する予定です。

これらの施策により、新規収益源の創出と既存店舗の収益力向上を同時に実現し、当社の事業ポートフォリオの最適化及び安定的な収益基盤の構築を図ってまいります。

#### E C事業の確立に要する費用

(充当予定額：150百万円 / 充当予定期間：2026年7月～2028年3月)

当社は、外食店舗に依存した収益構造からの転換を図るため、E C事業を「第2の売上エンジン」として確立することを目指しております。本資金は、P B商品の開発、冷凍商品・ギフト商品の商品化、E Cサイト構築及び販売促進費用等に充当する予定です。

また、テンポスグループが有するE Cプラットフォーム及び物流機能を活用することで、販路拡大及び効率的な販売体制の構築を図り、店舗売上に依存しない収益基盤を確立することで、収益の安定化及び事業ポートフォリオの多様化を推進してまいります。

#### 成長へ向けた人材採用に要する費用

(充当予定額：100百万円 / 充当予定期間：2026年7月～2028年3月)

当社は、新規出店の推進及びF C事業の再構築を実現するため、店舗運営人材の確保及び育成を強化してまいります。本資金は、新規出店に対応する店舗スタッフ及び店長候補人材の採用費用並びに教育研修費用に充当する予定です。

また、F C事業においては、テンポスグループの人材紹介機能及び独立支援制度を活用し、後継者不在店舗への人材供給及び新規加盟希望者の獲得を進めることで、加盟店数の回復及び拡大を図り、当社の収益基盤の強化につなげてまいります。

#### 小規模のM&Aに要する費用

(充当予定額：130百万円 / 充当予定期間：2026年7月～2028年3月)

当社は、成長戦略の一環として、小規模なM&Aを機動的に実施することにより、事業基盤の拡大及び収益機会の獲得を図ってまいります。本資金は、当社の既存事業とのシナジーが見込まれる飲食関連事業等を対象としたM&Aの取得資金に充当する予定です。取得後は、当社の店舗運営ノウハウ及びテンポスグループの経営資源を活用することで、収益性の改善及び事業価値の最大化を図り、当社グループ全体の企業価値向上に寄与させてまいります。

#### (補足)投資回収に関する考え方

本第三者割当増資により実施する新規出店（15店舗）については、テンポスグループの物件情報ネットワークの活用による初期投資の最適化、並びに同グループの購買力を活かした原価低減効果を前提としており、従来の当社単独での出店と比較して投資効率の向上が見込まれております。また、出店にあたっては、既存実績のある業態及びグループ内で検証された業態を中心に展開することで、早期の収益化を図る方針です。さらに、既存店

舗の業態転換（20店舗）を並行して実施することで、既存資産を活用した収益改善を進めることから、投資回収リスクの分散が図られております。

これらの施策により、初期投資の回収可能性は十分に確保されていると判断しており、中期的には収益拡大を通じて投資額を上回るキャッシュ・フローの創出が可能であると見込んでおります。

## 第2 【売出要項】

該当事項はありません。

## 第3 【第三者割当の場合の特記事項】

## 1 【割当予定先の状況】

## a . 割当予定先の概要

(1) 名称	株式会社テンポスホールディングス	
(2) 本店の所在地	東京都大田区東蒲田二丁目30番17号	
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 森下 篤史	
(4) 既に提出されている直近の有価証券報告書の提出日	2025年7月23日	
(5) 既に提出されている直近の半期報告書の提出日	2025年12月11日 2025年12月17日に半期報告書の訂正報告書を提出しております。	
(6) 当事者間の関係	出資関係	当社のA種種類株式290株(2026年5月15日現在)、普通株式2,106,300株(2026年3月31日現在)を保有しております。
	人事関係 (注)1	本日現在、当社取締役である森下篤史、清水一成は、それぞれ、テンポスの代表取締役社長、テンポスの子会社である株式会社あさくまの代表取締役会長を兼務しております。尚、森下篤史は、本第三者割当による新株式発行に係る株主総会決議の承認を条件として、その後開催される取締役会において代表取締役会長に就任予定であります。
	資金関係	該当事項はありません
	技術又は取引等関係 (注)2	テンポスと当社との間には、当社で使用する店舗設備の購入、新規出店及び改装に係る工事を依頼する等の取引があります。当社はテンポスの持分法適用会社であり、関連当事者に該当しません。 当社は2026年4月20日付でテンポスの100%子会社である株式会社サンライズサービスと業務提携契約を締結しております。

(注) 1 当社は、親会社を有する上場会社として、独立性の確保が重要であると認識しております。

当社の重要事項については、法令及び当社規程に基づき、当社取締役会において十分な審議を行ったうえで決定する体制としております。また、テンポスの代表取締役社長であり、当社代表取締役会長に就任予定の森下篤史氏は、主としてグループ全体方針及びグループ連携方針の策定を担うことを想定しており、当社の日常的な業務執行及び個別の経営判断については、当社代表取締役社長である加藤洋嗣氏が主体的に判断及び執行を行う体制としております。そのため、森下氏が当社の個別業務執行に深く関与することは想定しておらず、両社における適切な経営体制を維持してまいります。

さらに、当社は現在、社外取締役2名及び社外監査役2名を選任しており、このうち社外取締役1名及び社外監査役2名を株式会社東京証券取引所に独立役員として届け出ております。なお、本株主総会終結の時をもって独立役員である社外取締役1名が退任予定であります。引き続き社外取締役1名及び独立役員である社外監査役2名による監督及び意見表明を通じて、経営の監督機能及び独立性の確保に努めてまいります。

2 当社は、親会社との間で取引を行う場合には、一般の取引条件と同様の水準で行うことを基本方針としております。取引条件の決定にあたっては、他の取引先からの相見積もり取得等を通じて価格及び条件比較を行い、その合理性及び妥当性を確認したうえで意思決定を行っております。また、親会社とは、今後、内装・外装工事費用及び設備投資に係る取引を行う予定であり、これらの取引の直近の取引実績を踏まえ、年間取引上限額を1億5千万円として設定し、取締役会において事前承認を行うこととしております。当該取引の進捗状況については、四半期ごとに取締役会へ報告を行い、継続的な監督を実施してまいります。なお、当該上限額を超過する見込みが生じた場合には、改めて取締役会においてその必要性及び合理性を審議のうえ承認を行う予定です。

利益相反が生じ得る案件については、森下氏は当該案件に関する審議及び決議に参加しないこととしております。また、親会社との取引については、取引条件の妥当性確認、取締役会による事前承認及び継続的監督を実施いたします。なお、当社とテンポスは主たる事業領域が異なっており、現時点において競業関係にはないものと認識しておりますが、仮に競業取引が生じる場合には、会社法に基づく承認手続を行うことにより、それぞれの会社に対する忠実義務及び善管注意義務を踏まえ、各社の利益相反及び機会衝突に十分留意しながら適切に職務を遂行してまいります。さらに、社外監査役である独立役員による監督及び意見表明を通じて、少数株主の利益を害することのないよう対応してまいります。

## b . 提出者と割当予定先との間の関係

当社と割当予定先との間の関係については、前表(6)を参照ください。

## c . 割当予定先の選定理由

当社は、本第三者割当増資の割当予定先の選定にあたり、当社の中長期的な企業価値向上に資する資本提携先で

あるかどうかを最も重視して検討を行いました。

テンポスは、飲食業界に特化した物販・情報・人材・EC等の各機能をグループ内に有しており、また全国規模での出店支援及び物件情報ネットワークを有しております。さらに、同社は当社と同様の外食事業における経営ノウハウを有していることから、当社の課題である新規出店の加速、既存事業の収益性改善及びFC事業の再構築を実現する上で、高いシナジーが見込まれる企業であります。

当社は、前回の第三者割当増資によりテンポスとの資本関係を構築し、同社の持分法適用会社となっておりますが、その後の事業環境の変化及び当社の業績状況を踏まえると、同社との連携を更に深化させ、同社の経営資源をより一層活用可能な体制を構築することが、当社の成長戦略の実現に不可欠であると判断いたしました。また、当社は既にテンポスとの間で取引関係及び人的関係を有しており、単なる資金提供にとどまらず、実務レベルでの連携が可能な体制が構築されていることから、資本提携によるシナジーの早期実現が見込まれる点も重要な要素であります。特に、同社が有する物件情報ネットワークを活用した出店力の強化、購買力を活かしたコスト低減、人材紹介機能を通じた人材確保及びECプラットフォームの活用による収益源の多様化は、当社単独では実現が困難であり、本第三者割当増資により資本関係を強化することで初めて実現可能となるものであります。

以上の理由から、当社は、テンポスは単なる既存株主としてではなく、当社の成長戦略を共に推進する戦略的パートナーとして最適な割当予定先であると判断し、同社を割当予定先として選定いたしました。

#### d．割り当てようとする株式の数

割当予定先	割当株式数
株式会社テンポスホールディングス	新株 6,000,000株

#### e．株券等の保有方針

当社は、割当予定先の本株式に係る保有方針について、払込期日前までに書面により確認する予定であります。また、当社は、割当予定先より、払込期日から2年以内に本株式の全部又は一部を譲渡した場合には、その内容を当社に書面により報告すること、当社が当該報告内容を東京証券取引所に報告すること、並びに当該報告内容が公衆の縦覧に供されることについての確約書を取得する予定であります。

#### f．振込に要する資金等の状況

当社は、テンポスより、本第三者割当による払込金額（発行価額）総額の振込に要する資金は確保している旨、口頭で報告を受けております。また、当社は、テンポスの2026年4月期中半期報告書（自2025年5月1日至2025年10月31日）における中間連結貸借対照表の確認により、同社が本株式の払込みに要する十分な現預金を保有していることを確認し、当社としてかかる払込みに支障はないと判断しております。

#### g．割当予定先の実態

割当予定先は、東京証券取引所スタンダード市場に株式を上場しており、同社が東京証券取引所に提出したコーポレート・ガバナンスに関する報告書(最終更新日2025年12月11日)の「内部統制システム等に関する事項」「2．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況」において、反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況を確認しております。よって、当社は、割当予定先及びその役員及び主要株主が反社会的勢力等とは一切関係が無いと判断いたしました。

## h. 特定引受人に関する事項

本第三者割当により、割当予定先である株式会社テンポスホールディングスは、会社法第206条の2第1項に規定する特定引受人に該当する見込みであるため、以下のとおり記載いたします。

(a) 特定引受人の氏名又は名称及び住所	(名称)株式会社テンポスホールディングス (住所)東京都大田区東蒲田二丁目30番17号
(b) 特定引受人がその引き受けた募集株式の株主となった場合に有することとなる議決権の数	81,063個
(c) 上記(b)の募集株式に係る議決権の数	81,063個
(d) 募集株式の引受人の全員がその引き受けた募集株式の株主となった場合における総株主の議決権の数	160,223個
(e) 特定引受人に対する募集株式の割当てに関する取締役会の判断及びその理由	下記「6 大規模な第三者割当の必要性 (1) 大規模な第三者割当を行うこととした理由及び大規模な第三者割当による既存株主への影響についての取締役会の判断の内容」をご参照ください。
(f) 上記(e)の取締役会の判断が社外取締役の意見と異なる場合には、その意見	取締役会の判断は、社外取締役の意見と異なりません。
(g) 特定引受人に対する募集株式の割当てに関する監査委員会の意見	下記「6 大規模な第三者割当の必要性 (2) 特定引受人に対する募集株式の割当てに関する監査役の意見」をご参照ください。

## 2 【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

### 3 【発行条件に関する事項】

#### (1) 発行価格の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方

本第三者割当増資における発行価格は、割当予定先との協議及び交渉を重ねた結果、本新株式に係る取締役会決議日の直前営業日（2026年5月15日）の東京証券取引所における当社普通株式の終値である166円といたしました。

上記発行価格は、直近の市場価額に基づくものが合理的であること及び、日本証券業協会「第三者割当増資の取扱いに関する指針」（2010年4月1日付、以下、「日証協指針」といいます。）によれば、第三者割当により株式の発行を行う場合には、その払込金額は原則として株式の発行に係る取締役会決議の直前日の価格（直前日における売買がない場合は、当該直前日から遡った直近日の価額）に0.9を乗じた額以上の価額であるべきことを基準として決定することとされていることから、本第三者割当増資の発行価格を決定する際にも、取締役決議日の直前取引日の終値を基準といたしました。

なお、当該発行価格の当該直前営業日までの1ヶ月間の終値平均166.22円に対する乖離率は0.13%、当該直前営業日までの3ヶ月間の終値平均173.25円に対する乖離率は4.18%、当該直前営業日までの6ヶ月間の終値平均183.25円に対する乖離率は9.41%となっております。これは、日本証券業協会「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に照らしても、特に有利な金額には該当しないものと判断しております。

以上のことから、当社取締役会においては、本第三者割当増資の目的、他の調達手段の選択肢を考慮するとともに、本第三者割当増資の発行条件について十分に討議、検討を行い、本第三者割当増資における発行価格は、適正かつ妥当な価額であり、有利発行には該当しないものと判断いたしました。

#### (2) 発行数量及び株式の希薄化の規模の合理性に関する考え方

本第三者割当増資により発行する普通株式数は6,000,000株（議決権の数60,000個）であり、2026年3月31日時点における当社の発行済普通株式総数10,550,400株（総議決権数100,223個）に対して56.87%（議決権総数に対する割合は59.87%）の割合で希薄化が生じます。

しかしながら、本第三者割当増資により調達する資金は、新規出店（15店舗）及び既存店舗の業態転換（20店舗）を中心とした収益基盤の拡大並びに収益性の改善に充当されるものであり、当該施策の実行により中長期的な収益力の向上が見込まれております。また、当該投資は当社単独では実現が困難であり、本第三者割当増資により実行可能となるものです。取引所の定める有価証券上場規程第432条において、希薄化率が25%以上となるとき又は支配株主が異動することになるときは、a. 経営者から一定程度独立した者による当該割当ての必要性及び相当性に関する意見の入手又はb. 当該割当てに係る株主総会の決議などによる株主の意思確認が必要であることから、本第三者割当増資については、既存株主の皆様への影響の重要性に鑑み、2026年6月27日開催予定の定時株主総会に付議し、その承認を得る予定であり、株主意思を反映する手続を確保しております。

本第三者割当は、上記4〔新規発行による手取金の使途〕(2)〔手取金の使途〕に記載のとおり、中長期的には上記の希薄化を上回る当社の企業価値の向上につながるものと考えられるため、今回の資金調達は、これに伴う希薄化を考慮しても、既存株主の株式価値向上に寄与するものと考えられ、発行数量及び株式の希薄化の規模は合理的であると判断いたしました。

### 4 【大規模な第三者割当に関する事項】

#### (1) 大規模な第三者割当に該当する旨及びその理由

当社は、収益基盤の拡大並びに収益性の改善を通じた中長期的な企業価値向上を実現するため、新規出店の加速、既存事業のモデル転換、EC事業の確立、人材投資及びM&Aの推進を行う必要があると判断し、これらの施策に充当する資金の確保を目的として本第三者割当増資を実施することといたしました。本第三者割当増資は、希薄化率が25%以上となるとき又は支配株主が異動することになるときに当たる為、「企業内容等の開示に関する内閣府令 第2号様式 記載上の注意(23-6)」に規定する大規模な第三者割当に該当いたします。

資金調達手段については、金融機関からの借入、公募増資及び株主割当増資等について検討を行いましたが、借入による調達は財務負担の増加につながることで、公募増資及び株主割当増資は当社の業績及び株価水準を踏まえると実行の確実性に課題があること、並びに事業パートナーとの関係強化という本第三者割当増資の目的を達成できないことから、いずれも適切ではないと判断いたしました。

その結果、当社は、筆頭株主であり当事業とのシナジーが見込まれるテンポスに対する第三者割当増資が、資金調達の確実性及び事業戦略上の合理性の観点から最適であると判断いたしました。

## 5 【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数に 対する所有 議決数の 割合(%)	割当後の 所有株式数 (株)	割当後の 総議決権数に 対する所有 議決数の 割合(%)
株式会社テンポスホールディングス	東京都大田区東浦田 2 - 30 - 17	2,106,300	21.02	8,106,300	50.59
チムニー株式会社	東京都墨田区亀沢 1 - 1 - 15	954,500	9.52	954,500	5.96
アサヒビール株式会社	東京都墨田区吾妻橋 1 - 23 - 1	611,500	6.10	611,500	3.82
日本証券金融株式会社	東京都中央区日本橋茅場町 1 - 2 - 10	421,900	4.21	421,900	2.63
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区丸の内 1 - 1 - 2	160,200	1.60	160,200	1.00
株式会社SBI証券	東京都港区六本木 1 - 6 - 1	143,155	1.43	143,155	0.89
株式会社SBIネオトレード証券	東京都港区六本木 1 - 6 - 1 泉ガーデンタワー29階	142,300	1.42	142,300	0.89
谷垣 雅之	大阪府大阪狭山市	141,176	1.41	141,176	0.88
株式会社中野外食サプライ	大阪府堺市中区八田北町10 - 9	110,000	1.10	110,000	0.69
東京短資株式会社	東京都中央区日本橋室町 4 - 4 - 10	109,000	1.09	109,000	0.68
計		4,900,031	48.89	10,900,031	68.03

(注) 1 「所有株式数」及び「総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、基準日である2026年3月31日現在の株主名簿を基準として記載しております。

2 「割当後の所有株式数」及び「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、2026年3月31日現在の総議決権数に、本第三者割当増資により増加する当社普通株式6,000,000株に係る議決権の数60,000個を加えて算定しております。

3 割当前の「総議決権数に対する所有議決権数の割合」及び「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、小数点以下第3位を四捨五入して表示しております。

4 当社は、自己株式522,163株(2026年3月31日現在)を保有しておりますが、上記大株主から除いております。

## 6 【大規模な第三者割当の必要性】

(1) 大規模な第三者割当を行うこととした理由及び大規模な第三者割当による既存株主への影響についての取締役会の判断の内容

本第三者割当増資により、当社普通株式6,000,000株を発行する予定であり、2026年3月31日現在の当社の発行済株式総数に対して56.87%（議決権ベースでは59.87%）の希薄化が生じます。また、本第三者割当増資における割当予定先であるテンポスは、本第三者割当増資の実行により当社の議決権の過半数を保有する見込みであり、会社法第206条の2第1項に規定する特定引受人に該当する可能性があります。

当社取締役会は、かかる大規模な希薄化及び支配株主の異動を伴う本第三者割当増資について、既存株主の皆様と与える影響の重大性を十分に認識した上で、以下の観点からその必要性及び相当性について慎重に検討を行いました。

まず、本第三者割当増資の必要性については、当社が直面する経営課題である収益基盤の再構築及び成長投資の実行に必要な資金を確保するためには、一定規模の資本金の調達が必要であり、かかる資金調達を確実に実現する手段として本第三者割当増資は合理性を有するものと判断いたしました。

次に、他の資金調達手段との比較においては、金融機関からの借入は財務レバレッジの上昇による財務リスクの増大を招くこと、公募増資及び株主割当増資については当社の業績及び株価水準を踏まえると十分な資金を確実に調達することが困難であることから、本第三者割当増資に比して適切な手段とはいえないと判断いたしました。さらに、本第三者割当増資は、単なる資金調達にとどまらず、割当予定先との資本関係の強化を通じて、同社の経営資源の活用、事業ノウハウの共有及び協業の推進を可能とするものであり、当社の中長期的な企業価値向上に資する戦略的意義を有するものであると判断しております。

発行条件の相当性については、発行価格を取締役会決議日の直前営業日の市場株価を基準として決定しており、特定の割当予定先に有利な条件には該当しないものと判断しております。また、本第三者割当増資により支配株主

の異動が生じる点については、既存株主の皆様への影響の重要性に鑑み、株主総会における承認を得ることにより株主意思を反映する手続を確保するとともに、独立社外取締役の関与及び利益相反管理体制の整備を通じて、経営の独立性を確保する方針としております。

以上の検討を踏まえ、当社取締役会は、本第三者割当増資による希薄化及び支配株主の異動という影響を考慮してもなお、本第三者割当増資は当社の中長期的な企業価値の向上に資するものであり、結果として既存株主の利益にも資するものであることから、その必要性及び相当性が認められると判断いたしました。

## (2) 特定引受人に対する募集株式の割当てに関する監査役の見解

当社監査役会は、2026年5月18日開催の取締役会において決議予定の株式会社テンポスホールディングスに対する第三者割当による新株式の発行（以下、「本第三者割当増資」といいます。）について、会社法第206条の2第1項に規定する特定引受人に該当する可能性があることを踏まえ、本第三者割当増資の必要性及び相当性について慎重に検討を行いました。

その結果、本第三者割当増資は、収益基盤の拡大並びに収益構造の転換を含む収益性の改善を目的とするものであり、当社の中長期的な企業価値向上に資すると期待できることから、その必要性が認められると判断いたしました。資金調達手段の選択にあたっては、金融機関からの借入、公募増資、株主割当増資等については、借入による調達は財務負担の増大を招くこと、公募増資又は株主割当増資等については当社の現状の業績及び株価水準を踏まえると実現可能性及び確実性の観点で課題があること、並びにテンポスグループとの関係強化という本資金調達の目的を達成できないことから、適切ではないと判断いたしました。また、資金用途については具体的かつ合理的な内容であり、当社の成長戦略の実現に資するものであること、発行価格については取締役会決議日の直前営業日の市場株価を基準として決定されており、特定の割当予定先に有利な条件には該当しないことから、発行条件の相当性も認められると判断いたしました。

さらに、本第三者割当増資により一定の希薄化が生じるものの、当該資金調達により期待される収益力の向上及び企業価値の向上に鑑みれば、既存株主の利益を不当に害するものではないと判断しております。加えて、本第三者割当増資については、既存株主の皆様への影響の重要性に鑑み、2026年6月27日開催予定の定時株主総会に付議し、その承認を得る予定であることから、株主意思を反映する手続も確保されております。

以上の理由により、当社監査役会は、本第三者割当増資の実施について相当である旨の意見を表明いたします。

## (3) 大規模な第三者割当を行うことについての判断の過程

当社は、本第三者割当増資の検討にあたり、その必要性、資金調達手段の適切性、発行条件の妥当性及び既存株主への影響について、取締役会において慎重に検討及び議論を行いました。また、本第三者割当増資の公正性及び妥当性を確保する観点から、第三者委員会の設置の要否についても検討を行いました。

その結果、本第三者割当増資における発行価格は、取締役会決議日の直前営業日の市場株価を基準として決定しており、特定の割当予定先に有利な発行条件には該当しないこと、また資金用途についても具体的かつ合理的な内容であることから、発行条件の公正性は一定程度担保されているものと判断いたしました。さらに、本第三者割当増資の必要性及び相当性については、取締役会において十分な検討を行うとともに、監査役会においてもその適法性及び相当性について審議が行われております。加えて、当社は、本第三者割当増資の検討過程において、外部専門家である顧問弁護士より、発行条件の妥当性及び手続の適法性に関する助言を受けております。また、取引所定める有価証券上場規程第432条において、希薄化率が25%以上となる時又は支配株主が異動することになるときは、a. 経営者から一定程度独立した者による当該割当ての必要性及び相当性に関する意見の入手又はb. 当該割当てに係る株主総会の決議などによる株主の意思確認が必要であることから、本第三者割当増資は既存株主の皆様への影響の重要性に鑑み、株主総会において承認を得ることを予定しており、株主意思を反映する手続も確保しております。

これらの点を総合的に勘案し、当社は、第三者委員会を設置せずとも、本第三者割当増資の公正性及び妥当性は十分に確保されているものと判断いたしました。

以上の検討過程を経て、当社は本第三者割当増資の実施を決定いたしました。

## (4) 支配株主の異動を伴うものであること及び当該異動後のガバナンス体制

本新株式発行の結果として、当社はテンポスの上場子会社となり、テンポスは当社の支配株主に該当することになります。株式会社東京証券取引所が定める有価証券上場規程第601条第1項第9号の2により、第三者割当により支配株主が異動した場合において、3年以内に支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると東京証券取引所が認めるときは、上場が廃止となります。

当社と同社との間には、同社の役職員が当社の取締役を兼務している人的関係が存在しております。

当社は、当該人的関係を含めた親会社との関係において、少数株主の利益保護及び経営の独立性確保が重要であると認識しており、以下の方針に基づき適切なガバナンス体制を構築・運用してまいります。当社は、親会社との間で取引を行う場合には、一般の取引条件と同様の水準で行うことを基本とし、その取引の合理性及び公正性について十分に検証した上で意思決定を行います。また、重要な取引については、取締役会において社外取締役及び独立役員である社外監査役2名の意見も踏まえ、少数株主の利益を害することのないよう慎重に審議を行ってまいります。さらに、親会社との間の利益相反取引については、利害関係を有する取締役を除いた取締役会における審議・決議を経て実施するとともに、その実施状況について定期的に取締役会へ報告を行う体制としており、適切な監督を行っております。加えて、人的関係に起因する利益相反を防止する観点から、親会社又はその関係会社と利害関係を有する取締役は、当該議案の審議及び決議に参加しないこととしております。これらのガバナンス体制においては、当社の「コーポレートガバナンス・ガイドライン」に盛り込む予定であります。

当社は、これらの体制により、親会社の影響を受けつつも上場会社としての独立性を維持し、少数株主の利益を不当に害することのないよう適切な経営を行ってまいります。

#### 7 【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

#### 8 【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

### 第4 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

## 第二部 【公開買付け又は株式交付に関する情報】

### 第1 【公開買付け又は株式交付の概要】

該当事項はありません。

### 第2 【統合財務情報】

該当事項はありません。

### 第3 【発行者(その関連者)と対象者との重要な契約(発行者(その関連者)と株式交付子会社との重要な契約)】

該当事項はありません。

## 第三部 【追完情報】

### 1．事業等のリスクについて

「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書(第53期、提出日2025年6月23日)及び半期報告書(第54期中、提出日2025年11月14日)(以下「有価証券報告書等」という。)の提出日以降、本有価証券届出書提出日(2026年5月18日)までの間において、当該有価証券報告書等に記載された「事業等のリスク」について、変更及び追加すべき事項はありません。

また、当該有価証券報告書等に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日(2026年5月18日)現在においても変更の必要はないものと判断しております。

### 2．臨時報告書の提出

後記「第四部 組込情報」に掲げた有価証券報告書(第53期、提出日2025年6月23日)の提出日以降、本有価証券届出書提出日(2026年5月18日)までの間において、以下の臨時報告書を近畿財務局長に提出しております。

(2025年6月23日提出の臨時報告書)

#### 1 提出理由

当社は、2025年6月22日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

#### 2 報告内容

##### (1) 株主総会が開催された年月日

2025年6月22日

##### (2) 決議事項の内容

###### 第1号議案 定款一部変更の件

定款を以下の通り、一部変更する。

(下線は変更部分を示しております。)

現行定款	変更案
(目的)	(目的)
第2条 (条文省略)	第2条 (現行どおり)
(1)～(30)(条文省略)	(1)～(30)(現行どおり)
(新 設)	<u>(31)登録支援機関として行う特定技能外国人支援事業</u>
(新 設)	<u>(32)職業安定法に基づく有料職業紹介事業</u>
<u>(31)(条文省略)</u>	<u>(33)(現行どおり)</u>

###### 第2号議案 資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分の件

早期に財務体質の改善を図り、今後の機動的かつ柔軟な資本政策に備える為、会社法第447条第1項及び第448条第1項の規定に基づき、資本金及び資本準備金の額を減少し、その他資本剰余金へ振り替えた後、その他資本剰余金を減少し、繰越利益剰余金に振り替えるものであります。尚、資本金及び資本準備金の額の減少の効力が生ずる日は2025年7月31日を予定しております。

#### 1．減少すべき資本金の額

第三者割当増資による新株式発行により、資本金の額が177,000,000円増加しております。増加後の資本金の額277,000,000円から177,000,000円減少して、100,000,000円とします。

## 2. 減少すべき資本準備金の額

資本準備金の額177,000,000円を177,000,000円減少して、0円とします。

## 3. 本資本金等の額の減少の方法

会社法第447条第1項及び第448条第1項の規定に基づき本資本金等の額の減少を上記のとおり行ったうえで、それぞれの全額をその他資本剰余金にそれぞれ振り替えます。

## 4. 剰余金の処分の内容

当期は、営業利益、経常利益、当期純利益とも、黒字化を図ることができましたが、長期に亘る新型コロナウイルス感染症拡大の影響で悪化した財政体質を健全化していくことを最重要課題であると捉え、現状の業績数値や今後の業績見通しを総合的に勘案し、当期の普通株式に係る配当は無配とさせていただきます。

2023年7月に第三者割当により発行したA種種類株式に係る当期配当につきましては、当社定款に基づく金額での配当を実施いたします。

## イ 株主に対する配当財産の割り当てに関する事項及びその総額

普通株式 : 無配

A種種類株式 : 1株につき金 80,000円 総額 23,200,000円

## ロ 効力発生日

2025年6月23日

## 第3号議案 取締役 6名選任の件

取締役として、加藤洋嗣、熨斗和之、森下篤史、清水一成、持永政人、茨田篤司を選任する。

## 第4号議案 監査役 1名選任の件

監査役として、岩田潤を選任する。

## (3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成(反対)割合 (%)
第1号議案 定款一部変更の件	40,329	1,210	0	(注) 1	可決 96.0%
第2号議案 資本金及び資本準備金 の額の減少並びに剰余 金の処分の件	39,691	1,849	0	(注) 1	可決 94.4%
第3号議案 取締役6名選任の件				(注) 2	
加藤 洋嗣	39,684	1,856	0		可決 94.4%
熨斗 和之	39,763	1,777	0		可決 94.6%
森下 篤史	39,599	1,941	0		可決 94.2%
清水 一成	39,801	1,739	0		可決 94.7%
持永 政人	39,782	1,758	0		可決 94.7%
茨田 篤司	39,810	1,730	0		可決 94.7%
第4号議案 監査役1名選任の件	40,217	1,323	0	(注) 2	可決 95.7%

(注) 1. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

## (4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前々日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

## 3. 最近の業績の概要

2026年5月15日に開示いたしました「2026年3月期 決算短信〔日本基準〕(非連結)」に掲載されている第54期(自2025年4月1日至2026年3月31日)会計年度の財務諸表は、以下のとおりであります。なお、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査法人の監査を終了しておりませんので、監査報告書は受領しておりません。

## (1) 貸借対照表

(単位：千円)

	前事業年度 (2025年3月31日)	当事業年度 (2026年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	2,116,357	1,429,081
売掛金	292,320	297,139
商品及び製品	58,233	70,159
原材料及び貯蔵品	23,145	25,600
前払費用	38,410	41,506
未収入金	52,687	104,455
その他	7,009	6,026
貸倒引当金	4,570	4,479
流動資産合計	2,583,592	1,969,489
固定資産		
有形固定資産		
建物(純額)	195,504	246,003
構築物(純額)	23	22
工具、器具及び備品(純額)	34,627	33,438
土地	149,366	149,366
有形固定資産合計	379,521	428,831
無形固定資産	58,483	39,881
投資その他の資産		
投資有価証券	32,523	41,718
出資金	40	40
長期貸付金	8,953	4,843
破産更生債権等	12,049	12,049
長期前払費用	2,614	8,898
繰延税金資産	11,753	16,284
差入保証金	300,679	296,202
その他	58,933	66,754
貸倒引当金	22,212	18,103
投資その他の資産合計	405,335	428,687
固定資産合計	843,340	897,400
資産合計	3,426,932	2,866,890

(単位：千円)

前事業年度 (2025年3月31日)	当事業年度 (2026年3月31日)
-----------------------	-----------------------

負債の部		
流動負債		
買掛金	221,914	233,839
短期借入金	1,612,006	900,959
1年内返済予定の長期借入金	45,000	112,620
未払金	215,214	214,572
未払費用	3,626	2,375
未払法人税等	10,745	8,047
前受金	9,845	2,135
預り金	31,529	31,703
前受収益	14,929	15,239
契約負債	7,669	7,808
賞与引当金	17,253	9,513
資産除去債務	7,301	3,526
その他	23,048	35,440
流動負債合計	2,220,084	1,577,781
固定負債		
長期借入金	356,501	200,000
資産除去債務	97,733	99,207
長期預り保証金	261,878	240,430
その他	80,651	48,201
固定負債合計	796,764	587,838
負債合計	3,016,848	2,165,620
純資産の部		
株主資本		
資本金	100,000	100,000
資本剰余金		
その他資本剰余金	699,573	1,053,573
資本剰余金合計	699,573	1,053,573
利益剰余金		
利益準備金	2,320	4,640
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	44,347	26,466
利益剰余金合計	46,667	21,826
自己株式	453,393	453,393
株主資本合計	392,848	678,354
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	17,235	22,915
評価・換算差額等合計	17,235	22,915
純資産合計	410,083	701,269
負債純資産合計	3,426,932	2,866,890

## (2) 損益計算書

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2024年 4月 1日 至 2025年 3月31日)	当事業年度 (自 2025年 4月 1日 至 2026年 3月31日)
売上高	4,581,766	4,767,664
売上原価	1,792,271	1,870,411
売上総利益	2,789,494	2,897,253
販売費及び一般管理費	2,744,850	2,927,047
営業利益又は営業損失（ ）	44,643	29,793
営業外収益		
受取利息	1,258	2,684
受取配当金	837	1,161
受取家賃	9,840	9,840
解約返戻金	746	554
賃貸収入	5,064	4,770
受取協力金	1,000	-
受取保険料	4,740	837
その他	7,060	10,602
営業外収益合計	30,547	30,450
営業外費用		
支払利息	35,346	29,379
貸倒引当金繰入額	6,510	-
損害賠償金	205	113
株式交付費	-	4,242
その他	391	821
営業外費用合計	42,455	34,558
経常利益又は経常損失（ ）	32,736	33,901
特別利益		
固定資産売却益	7,472	3,230
資産除去債務戻入益	4,392	-
特別利益合計	11,865	3,230
特別損失		
固定資産除却損	30	233
固定資産売却損	-	1,157
減損損失	-	15,509
賃貸借契約解約損	1,760	-
特別損失合計	1,790	16,900
税引前当期純利益又は税引前当期純損失（ ）	42,811	47,571
法人税、住民税及び事業税	8,333	5,767
法人税等調整額	476	8,044
法人税等合計	7,856	2,276
当期純利益又は当期純損失（ ）	34,955	45,294

## (3) 株主資本等変動計算書

前事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

(単位：千円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	100,000	-	699,573	699,573	-	34,912	34,912
当期変動額							
新株の発行							
剰余金の配当						23,200	23,200
利益準備金の積立					2,320	2,320	-
減資							
欠損填補							
当期純利益又は当期純損失（ ）						34,955	34,955
自己株式の取得							
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）							
当期変動額合計	-	-	-	-	2,320	9,435	11,755
当期末残高	100,000	-	699,573	699,573	2,320	44,347	46,667

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	453,386	381,099	13,000	13,000	394,099
当期変動額					
新株の発行		-			-
剰余金の配当		23,200			23,200
利益準備金の積立		-			-
減資		-			-
欠損填補		-			-
当期純利益又は当期純損失（ ）		34,955			34,955
自己株式の取得	6	6			6
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			4,235	4,235	4,235
当期変動額合計	6	11,748	4,235	4,235	15,983
当期末残高	453,393	392,848	17,235	17,235	410,083

当事業年度(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

(単位：千円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	100,000	-	699,573	699,573	2,320	44,347	46,667
当期変動額							
新株の発行	177,000	177,000		177,000			
剰余金の配当						23,200	23,200
利益準備金の積立					2,320	2,320	-
減資	177,000	177,000	354,000	177,000			
欠損填補							
当期純利益又は当期純損失（ ）						45,294	45,294
自己株式の取得							
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）							
当期変動額合計	-	-	354,000	354,000	2,320	70,814	68,494
当期末残高	100,000	-	1,053,573	1,053,573	4,640	26,466	21,826

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	453,393	392,848	17,235	17,235	410,083
当期変動額					
新株の発行		354,000			354,000
剰余金の配当		23,200			23,200
利益準備金の積立		-			-
減資					
欠損填補					
当期純利益又は当期純 損失（ ）		45,294			45,294
自己株式の取得					
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			5,680	5,680	5,680
当期変動額合計	-	285,505	5,680	5,680	291,186
当期末残高	453,393	678,354	22,915	22,915	701,269

## (4) キャッシュ・フロー計算書

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2024年 4月 1日 至 2025年 3月 31日)	当事業年度 (自 2025年 4月 1日 至 2026年 3月 31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益又は税引前当期純損失（ ）	42,811	47,571
減価償却費	66,146	75,656
賞与引当金の増減額（ は減少）	2,386	7,740
貸倒引当金の増減額（ は減少）	4,037	4,201
受取利息及び受取配当金	2,095	3,845
支払利息	35,346	29,379
株式交付費	-	4,242
固定資産売却損益（ は益）	7,472	2,073
固定資産除却損	30	233
資産除去債務戻入益	4,392	-
減損損失	-	15,509
売上債権の増減額（ は増加）	334	5,917
棚卸資産の増減額（ は増加）	12,415	14,381
仕入債務の増減額（ は減少）	167,048	11,925
その他の流動資産の増減額（ は増加）	39,412	41,492
その他の流動負債の増減額（ は減少）	33,602	4,919
その他	17,018	57,282
小計	54,210	42,638
利息及び配当金の受取額	1,860	3,624
利息の支払額	36,079	29,263
法人税等の支払額	-	8,226
法人税等の還付額	5,600	-
営業活動によるキャッシュ・フロー	82,827	76,503
投資活動によるキャッシュ・フロー		
差入保証金の差入による支出	11,093	14,315
差入保証金の回収による収入	17,455	4,343
有形固定資産の取得による支出	97,749	129,020
有形固定資産の売却による収入	7,472	10,961
無形固定資産の取得による支出	20,909	-
資産除去債務の履行による支出	303	-
その他	7,981	9,370
投資活動によるキャッシュ・フロー	113,108	137,401
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額（ は減少）	179,106	711,047
長期借入金の返済による支出	22,388	88,881
株式の発行による収入	-	349,757
配当金の支払額	23,200	23,200
自己株式の取得による支出	6	-
財務活動によるキャッシュ・フロー	224,700	473,370
現金及び現金同等物の増減額（ は減少）	420,636	687,275
現金及び現金同等物の期首残高	2,536,994	2,116,357
現金及び現金同等物の期末残高	2,116,357	1,429,092

## (5) 財務諸表に関する注記事項

(継続企業の前提に関する注記)

該当事項はありません。

(持分法損益等)

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

当社は、飲食事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(1株当たり情報)

前事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
1株当たり純資産額 12円07銭 1株当たり当期純利益金額 1円46銭	1株当たり純資産額 38円70銭 1株当たり当期純損失金額 7円13銭
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載していません。	なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失であるため記載していません。

(注) 1. 1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
当期純利益金額又は当期純損失金額( ) (千円)	34,955	45,294
普通株主に帰属しない金額(千円)	23,200	23,200
普通株式に係る当期純利益金額又は 当期純損失( ) (千円)	11,755	68,494
期中平均株式数(千株)	8,028	9,611

2. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
純資産の額(千円)	410,083	701,269
純資産の部の合計額から控除する金額(千円)	313,200	313,200
(うち優先株式払込金額)(千円)	290,000	290,000
(うち未払優先配当額)(千円)	23,200	23,200
普通株式に係る期末の純資産額(千円)	96,883	388,069
1株当たり純資産額の算定に用いられた 期末の普通株式の数(千株)	8,028	10,028

## 第四部 【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第53期)	自 2024年4月1日 至 2025年3月31日	2025年6月23日 近畿財務局長に提出
半期報告書	事業年度 (第54期中)	自 2025年4月1日 至 2025年9月30日	2025年11月14日 近畿財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について(電子開示手続等ガイドライン) A4-1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

## 第五部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 第六部 【特別情報】

### 第1 【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

# 独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2025年6月23日

マルシェ株式会社  
取締役会 御中

監査法人やまぶき

大阪事務所

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 平野泰久指定社員  
業務執行社員 公認会計士 高田雄介

## <財務諸表監査>

### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているマルシェ株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第53期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、マルシェ株式会社の2025年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

固定資産の減損	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>注記事項（重要な会計上の見積り）（有形固定資産、無形固定資産に対する減損）に記載のとおり、会社の2025年3月31日に終了する事業年度の貸借対照表において、有形固定資産379,521千円、無形固定資産58,483千円が計上されており、これらの合計金額は総資産の12.8%を占めている。</p> <p>会社は、主に居酒屋チェーンを展開しており、キャッシュ・フローを生み出す最小の単位を店舗として、減損の兆候判定に係る検討を実施している。減損の兆候判定に係る検討は、会計システムから出力される店舗別損益を基礎として、本社費等の配賦計算を行った上で実施されることから、店舗別損益の把握から本社費等の配賦計算までが適切に実施される必要がある。</p> <p>会社が属する居酒屋業界は、新型コロナウイルス感染症の収束後の生活様式の変化や原材料価格・光熱費の高騰など厳しい経営環境が続いているものの、新業態における来店客数の増加、及び客単価の上昇により、当事業年度においては、減損の兆候は識別されていない。</p> <p>しかしながら、会社が保有する固定資産は金額的重要性が高く、減損損失が計上された場合には、財務諸表に重要な影響を与える可能性があることから、当監査法人は、固定資産の減損の兆候判定に係る検討が、監査上の主要な検討事項に該当するものと判断した。</p>	<p>当監査法人は、固定資産の減損の兆候判定に係る検討にあたり、主に以下の監査手続を実施した。</p> <p>(1) 内部統制の評価</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・減損の兆候判定における店舗別損益の出力源泉である店舗管理システム及び会計システムの信頼性を検討するために、IT全般統制の整備及び運用状況を評価した。</li> <li>・減損の兆候判定における店舗別損益の入力の正確性を確認するため、関連する業務プロセスの整備及び運用状況を評価した。</li> </ul> <p>(2) 減損の兆候判定に係る検討</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・グルーピングの方針が事業の実態と整合していることを確認するため、会議体における報告資料の閲覧を実施した。</li> <li>・減損の兆候を示唆する事象や経営上の判断の有無を把握するために、重要な会議体の議事録・稟議書の閲覧及び経営者への質問を実施した。</li> <li>・本社費等の配賦計算について、配賦基準が事業の実態に整合していることを確認した。</li> <li>・減損の兆候判定資料に集計された店舗別損益の正確性及び網羅性を確認するため、監査人が独自に集計した結果との突合を実施した。</li> <li>・本社費等の配賦計算について、本社費の集計及び配賦計算が正確に実施されていることを検証するために再計算を実施した。</li> </ul>

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

## その他の事項

会社の2024年3月31日をもって終了した前事業年度の財務諸表は、前任監査人によって監査されている。前任監査人は、当該財務諸表に対して2024年6月24日付で無限定適正意見を表明している。

### 財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

## < 内部統制監査 >

### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、マルシェ株式会社の2025年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、マルシェ株式会社が2025年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 内部統制報告書に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

### 内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。

- ・財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。

- ・内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

## < 報酬関連情報 >

当監査法人及び当監査法人と同一のネットワークに属する者に対する、会社の監査証明業務に基づく報酬及び非監査業務に基づく報酬の額は、「提出会社の状況」に含まれるコーポレート・ガバナンスの状況等（3）【監査の状況】に記載されている。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1 上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。  
2 X B R L データは監査の対象には含まれていません。

## 独立監査人の中間財務諸表に対する期中レビュー報告書

2025年11月14日

マルシェ株式会社  
取締役会 御中監査法人やまぶき  
大阪事務所指定社員  
業務執行社員 公認会計士 平野 泰久指定社員  
業務執行社員 公認会計士 高田 雄介

## 監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているマルシェ株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第54期事業年度の中間会計期間（2025年4月1日から2025年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間キャッシュ・フロー計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、マルシェ株式会社の2025年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

## 監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

## 中間財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して中間財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 中間財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の期中レビュー手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、中間財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日

までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- (注) 1 . 上記の期中レビュー報告書の原本は当社（半期報告書提出会社）が別途保管しております。  
2 . XBRLデータは期中レビューの対象には含まれていません。